

平成21年12月4日

「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の  
株式の処分の停止等に関する法律」の成立について

社団法人 第二地方銀行協会  
会長 小島 信夫

本日、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」が成立いたしました。この法律では、政府において、平成21年10月20日の閣議決定（「郵政改革の基本方針」）に基づき郵政民営化の見直しを検討することを踏まえ、ゆうちょ銀行等の株式の処分の停止等を定めるとされています。

私どもは、これまでも、ゆうちょ銀行が民間金融システムへ円滑に統合され、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、①バランスシートの規模の縮小、②政府の出資がある間における公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底や金融システム安定に資する観点からの内部管理態勢の整備の3点が不可欠であると主張して参りました。

見直し後のゆうちょ銀行は、政府の全額出資という形で当面存続することになりますが、その場合、民間金融機関との競争条件に著しい不均衡をもたらす懸念があります。したがって、見直し後のゆうちょ銀行に、新たな業務の拡大は認められるべきではなく、むしろ公正な競争条件の確保の観点から、預入限度額規制を強化するなど、業務を改めて絞り込む必要があると考えます。

特に、今回の郵政改革の基本方針では、「郵便貯金等についてのユニバーサルサービスの法的な担保とともに、地域金融や中小企業金融にとっての役割にも配慮する」とされておりますが、公平な競争条件の確保、利用者保護の徹底等に資する内部管理態勢の整備の観点から、慎重な議論が行われますよう、強く要望いたします。

以上